

# 秋林たかし ちば県政報告



平成29年 新春号

平成28年度の議会活動についてご報告します。

6月定例県議会

## 代表質問

### 児童養護について

**【秋林】** 児童養護施設退所者や里親から独立した子供のアフターケア対策として、相談窓口の設置、住まいの確保策、自動車運転免許取得支援の実施の必要性を訴えました。

**【知事の回答】** 県では、児童養護施設等を退所した児童の生活や就職に関する相談・支援を行う「退所児童等アフターケア事業」、家賃や運転免許の取得経費等を貸付け、一定期間の就労で返済免除となる「自立支援資金貸付事業」を今年度から実施することとしています。

県としては、両事業の速やかな実施により、児童養護施設や里親等から独立した児童が、できる限り一般家庭の児童と同じスタートラインに立って自立していけるよう、取り組んでまいります。

### 障がい者施策について

**【秋林】** 重度心身障害者（児）医療給付改善事業について、精神障がい者も対象にすべきこと、精神障がい者向けの運賃割引の適用をJRや県内の鉄道会社等にあらゆる機会を通して働きかけることを求めました。

**【副知事の回答】** 重度心身障害者（児）

医療給付改善事業については、県、市町村及び制度利用者が応分の負担をしながら、支えていくものと考えています。精神障がい者を対象に含めることについては、精神障がい者の受診状況や他県の実施状況、県内市町村の意向等を踏まえながら、今後、慎重に検討してまいりたいと考えています。

本県には、JRをはじめ、複数の都県をまたがって運行されている鉄道も多いことから、国に対し、精神障がい者の運賃の割引について、事業者に働きかけるよう要望しています。今後、県内に本社を置く事業者へ直接要請するとともに、引き続き、他県とも連携し、国に働きかけを行ってまいります。

### 生活交通の改善について

**【秋林】** 高齢者や障がい者等の交通弱者対策として、市町村が実施するデマンドタクシー等の導入のバックアップなど、県として支援する必要性を訴えました。

**【副知事の回答】** デマンド交通については、平成27年3月現在、実証運行を含めて19市町が実施しており、特に高齢者や障がい者等の交通弱者に対して、利便性の高い移動手段のひとつであると考えています。このため県は、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業、障害者地域生活支援事業への補助を通じて、高齢者や障がい者の移動支援を行っており、また市町村の独自事業として、福祉タクシーや障がい者へのタクシー利用券の助成等も行われているところです。

今後、ますます高齢化の進展が見込まれること等を考慮すると、デマンド交通による交通弱者対策の重要性は増していくと考えられることから、県としては、こうした取組を通じてデマンドタクシー等の普及が一層進むよう支援してまいります。

### 近隣トラブルと警察の役割について

**【秋林】** 精神的なストレスや恐怖感を与えるような近隣からの罵声や嫌がらせに、警察相談としてどう対応できるのかを取り上げました。

**【警察本部長の回答】** 警察に寄せられる相談に対しては、その内容に応じて、関係する部署が連携を図って対応し、相談者の不安を解消するための措置を講じております。

恐怖感を与えるような嫌がらせ行為が犯罪に当たる場合には、事件化を視野に所要の捜査を行い、被疑者の検挙に努めるほか、犯罪に至らない場合でも、安易に対応を打ち切ることなく、必要に応じて、相手方に対する指導・警告や相談者の自宅周辺等の警戒、事案内容に応じた対応要領の教示等の防犯指導を行うこととなります。

今後、相談者等の立場に立って対応し、県民の安全・安心な生活の確保に努めてまいります。

### 小さな声、現場の声を形に！

県民の皆様の声、現場の声が、平成28年度に形となり、実現した事柄を紹介いたします。

### ★児童相談所一時保護所増設

近年の児童虐待などの増加により、児童相談所の一時保護所に保護される子供たちが増え、一時保護所の過密化が課題となり、改善要望の声が上がっていました。松戸の子供たちが保護されている柏の児童相談所の一時保護所についても過密化、老朽化していたため、新しい保護所棟が増設され、子供たちの住環境が改善されることとなりました。



### ★豪雨対策

豪雨時に雨水が污水管に流れ込み、トイレが使用できなくなることが多発しています。終末処理場の処理能力を高めるとともに、市内各所に流量計を設置し、雨水の浸入の多い区域を特定しました。今後、市と県で協力し、污水管の補修やマンホール蓋の交換等の雨水侵入防止対策を実施します。

### ★定時制高校の授業料支援

千葉県の定時制高校はすべて単位制であり、4年間で76単位を履修の標準単位としています。国の就学支援金制度は74単位を上限としており、74単位を超える部分については自己負担でしたが、平成28年度より県が負担することとなり、自己負担は無しとなりました。